

## 2024 年度民法問題 2・解答例

### 1 設問 1

#### (1) A による離婚請求の可否

A による離婚請求が認められるためには、離婚原因（770条1項各号）が存在する必要がある。

そして、夫Bは、妻A以外の女性と不貞関係にあり、「配偶者に不貞な行為があった」（1号）といえるから、離婚原因が存在する。

よって、A による離婚請求は認められる。

#### (2) B による離婚請求の可否

上記のとおり、離婚原因が存在するため、B による離婚請求も認められると思える。もっとも、Bは不貞行為を行った配偶者であり、自ら離婚原因を作出している。そのため、かかる有責配偶者であるBからの離婚請求は認められないのではないか。

ア この点について、770条は、有責配偶者からの離婚請求を否定していない上、夫婦としての共同生活の実態がもはや失われている場合には、婚姻関係を存続させることは不自然である。

他方で、有責配偶者からの離婚請求を一律に認めて相手方配偶者を経済的・社会的・精神的に過酷な状況に置くことは、法が離婚事由を法定して婚姻関係の保護を図った趣旨を没却する。

そこで、夫婦の別居が両当事者の年齢及び同居期間との対比において相当の長期間に及び、その間に未成熟の子が存在しない場合には、相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的に極めて過酷な状態に置かれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に

### 2

反するといえるような特段の事情の認められない限り、有責配偶者からの離婚請求は認められると解する。

イ 本件では、AとBは別居しており、また、A B間に未成熟の子がいるような事情はない。そのため、AとBの別居期間が相当長期間に及んでいる場合には、Bによる離婚請求は認められ得る。

そして、Aは医師として働いているところ、離婚をしたとしても社会的経済的に極めて過酷な状態に置かれるともいい難い。

ウ したがって、他に離婚請求をすることが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情の認められない限りは、Bの離婚請求は認められる。

### 2 設問 2

Cは、Aに対し、A B間の財産分与の協議につき詐害行為取消請求をし得るためには、424条の要件を満たす必要がある。

(1) 責任財産保全という詐害行為取消権制度の趣旨からは、「債権者」とは、金銭債権者をいうと解する。そして、Cは、債務者Bに対して貸金返還請求権を有するから、「債権者」に当たる。

(2) また、財産分与は、離婚に当たって他方の配偶者に財産権を移転することを目的とするものであるから、「財産権を目的としない行為」（424条2項）には当たらない。

(3) そうとしても、財産分与は実質的共有財産を清算分配するものにすぎないため、「債権者を害することを知っていた行為」に当たるといえるか。

3

ア そもそも、財産分与は、夫婦が婚姻中に有していた実質上の共有財産を清算分配するというものである。そうだとすれば、分与される財産は本来的には相手方に帰属する財産であるから、財産分与により「債権者が害される」とは通常はいえない。また、分与者が財産分与により無資力になることは768条3項において考慮される「一切の事情」の1つにすぎない。

そこで、768条3項の趣旨に反して不相当に過大であり、財産分与に仮託してなされた財産処分であると認めるに足りるような特段の事情のない限り、財産分与は詐害行為に当たらないと解する。

イ 本件では、甲土地については、Bが相続により取得した特有財産であって、夫婦の協力により築いた財産ではないから、A Bの実質上の共有財産には当たらない。

また、乙建物については、A Bの資金で建築したものではあるものの、当初からA Bそれぞれの共有で登記していた名実ともに共有財産であるから、財産分与による清算処理を要しないものである。

そうだとすれば、甲土地及び乙建物の共有持分をAに分与する必要性がないことを考慮すれば、上記財産分与は768条3項の趣旨に反して不相当に過大であり、財産分与に仮託してなされた財産処分であるとする特段の事情がある。

ウ よって、A B間の財産分与は「債権者を害する」行為に当たる。

また、Bは財産分与によりCを害することを知っていたといえるから、「債権者を害することを知っていた行為」に当たる。

4

- (4) そして、Cは、A B間の離婚より前にBに金銭を貸し付け、貸金返還請求権を有していたのであるから、その債権は、詐害「行為の前の原因に基づいて生じたもの」(424条3項)といえる。
- (5) さらに、CのBに対する貸金返還請求権は、「強制執行により実現することのできないもの」(同条4項)でもない。
- (6) よって、Aが債権者を害することにつき知らなかった場合でない限り、Cの詐害行為取消請求は認められる。

以上